

論文

## 『後藤家譜』についての一考察\*

山田 研 治\*\*  
石島 勇\*\*\*翻刻

## 1. はじめに

『後藤家譜』は、後藤家研究には欠かせない資料であり、川口陟等の古典的研究の基礎資料となってきた<sup>(1)</sup>。その『後藤家譜』は、「元禄二(1689)年正月十四日、萬年山下慈照沙門、祖縁別宗」によって撰述された。

『後藤家譜』には原写本と考えられる【沙門祖縁】【別宗氏】の印のある2巻と<sup>(2)</sup>、その転写本、1巻、1冊(堅本)が伝世されている。転写本には、訓点のあるものと、そうでないものがある。前者の1巻は日本美術刀剣保存協会所蔵であり、後者の1冊は東大史料編纂所に保管(旧東大図書館蔵)されているものである。堅本の転写本には、四カ所の書き込みがある。

日本美術刀剣保存協会の1巻は、祖縁別宗の跋文と内表紙の書き込みを欠く。表紙には、「後藤家譜 自祐乘至程乗代々、後藤八郎兵衛家傳來、劔掃職」と記されており、東大史料編纂所蔵本の表紙は、『後藤家譜』とのみ記され、その内容は書き込み3カ所を含めすべて同じである。なお「劔掃」とは、刀装具研究家村上孝介である。

転写本それぞれは、字体等も丁寧に筆写しており、原写本との対比から原写本との相違は、殆どないと思われる。そこで、本稿では、古くからこれらの『後藤家譜』のコピーを保管されていた前本学会長岩田重雄の資料を拝借し、翻刻、調査研究を行った。

岩田重雄の協力の下、『後藤家譜』の翻刻に当っては、祖縁別宗の詩文について高い評価を

与えた同時代の石川子復(1643?~1694年)及びその養祖父丈山(1583~1672年)の研究家である石島勇の指導と協力を得てすすめた<sup>(3)</sup>。

『後藤家譜』を撰述した祖縁別宗について、彼を評価した同時代人の資料は、殆どなく、文政期頃に編纂された加賀藩の文化人々名録というべき富田景周『燕臺風雅』文政8(1825)年にみられるのみである。この文書の前半部は、祖沖、祖會『榎客通簡集』正徳2(1712)年の関連箇所をそのまま転記しており、両書の関連箇所を石島勇の翻刻と書き下し文とともに載せておいた<sup>(4)</sup>。

この両文書から、『後藤家譜』撰者の祖縁別宗についての評価は判明したが、その事蹟は、李元植『朝鮮通信使の研究』(1997年)や『相國寺史料』第3~4巻<sup>(5)</sup>に詳しく、それらを基に石島勇が年譜を作成し附した。

なお、富田景周が収集した祖縁別宗の詩文に、室鳩巢(1658~1734年)に別宗の兄佐々木定賢に代わり家譜の製作依頼を行ったという詩文がある<sup>(6)</sup>。このことから、徳川政権がその地盤を確立し、平和の時代に入った17世紀後半は、『後藤家譜』のみならず、有名文人に依頼し家譜作成を行うことが隆盛した時代であったことが分かる。

以下、石島勇の協力を得て『後藤家譜』の翻刻、書き下し、分析をすすめる中で、西脇康の新しい後藤家研究<sup>(7)</sup>を踏まえ、考察をすることにする。

\* 原稿受付 2002年7月31日 \*\* 会員 〒277-0941 千葉県東葛飾郡沼南町高柳1759-7

\*\*\* 会員 〒174-0043 東京都板橋区坂下2-26-19 ダイヤモンドマンション302号

## 2. 『後藤家譜』の成立と後藤宗家の発祥

『後藤家譜』の撰述は、祖縁別宗により行われたが、翻刻した跋文にその経緯が示されている。跋文に「予、早歳の時より後藤演乗と方外の交はりを為す。近ごろ演乗特に来たりて慨然として言ひて曰はく、「吾が祖祐乗及び累世の事實未だ古よりこれ有らず」と記されているように、後藤演乗（1641～1693年）により依頼され、初め辞退したが演乗との日頃の交友から断り切れず、この家譜を作成した旨が示されている<sup>(8)</sup>。

演乗は、圓乗とも呼ばれ、現存する後藤家系図のもっとも古い元禄7年系図によると、「圓乗、元禄六年十一月廿六日死—勘兵衛」とあり、長乗の次男覚乗の長子、勘兵衛家の第2代であることを示している。後年の『後藤家一統系図』には、「光英院演乗日明、光明、光英、勘兵衛、露久齋、元禄六年十一月廿六日五十三歳死」と記されている。最近の西脇康の研究では、笠原光寿他『京後藤の研究』から「理兵衛家二代程乗（1603～1673年）の後見を受けた。加賀藩主前田綱紀から十人扶持、後に二十人扶持を給され、理兵衛家三代悦乗（1642～1708年）と隔年交代で金澤に下った。息子に達乗（1666～1709年）がいた。」<sup>(9)</sup>と、引用している。

『後藤家譜』の跋文にある「元禄二年歳次己巳春正月戊午十四日」は、演乗の死が、元禄6年53才であれば、演乗49才、祖縁別宗は32才であった。祖縁別宗は、自ら万年山下慈照沙門と記しているが、万年山とは臨濟宗相國寺を指し、慈照は足利義政創建の銀閣寺である。これまで、『日本佛家人名辞書』では、祖縁別宗の生没年は不明とされていたが、『槎客通筒集』には、生年を「戊戌の歳（1658）を以って、賀の金澤に生まる。」としており、長じて銀閣寺の寶陀巖に居住し、後に相國寺103代住持になった。死亡年も、『萬年山聯芳録』等『相國寺史料』によって、正徳4（1714）年5月1日と明らかになった<sup>(10)</sup>。

祖縁別宗の詩文についての評価は、『燕臺風

雅』の翻刻から分かるように石川子復による極端な程の賞賛と、富田景周の鋭い批判と対極である。しかし、『槎客通筒集』に「特に官命を奉じて韓使を攝州浪速の津に迎送す。」と記されているように、正徳2（1712）年祖縁別宗が54才の時に朝鮮使節の接伴役を担当しており、当時の禅林における漢詩文の第一任者であった<sup>(11)</sup>。

演乗と祖縁別宗の交友は、後藤宗家の菩提寺が京都大慈寺日蓮宗であり、演乗夫婦もそこに葬られており臨濟宗関連の分析からは困難である。しかし、演乗は、理兵衛家の悦乗と隔年交代で金澤に出仕していたこともあり、彼らの交友は金澤という土地と加賀藩との関連からのものであると推測される<sup>(12)</sup>。

祖縁別宗撰述の『後藤家譜』は、当時の多くの諸家の家譜がそうであるように、始祖を足利義政の従者に求め、そこから通例通り書き起こし、初代を祐乗とする。『後藤家譜』の創られた元禄初期から30年程前に遡るが、承応2（1653）年千利休の事蹟を描いた『千利休由緒書』や『千家系譜』等も同様な手法がとられている。

千家の場合、始祖は義政に仕えた同朋衆である田中千阿弥としている。『千家系譜』には「里見太郎義俊二男、田中五郎末孫、生国城州、東山慈照院義政公同朋」と、その始祖について説明する<sup>(13)</sup>。同様に祖縁別宗は、義政死後200年の機縁を強調し、祐乗についても、「乗幼より穎悟、彫刻を好む。長ずるに及んで將軍義政公に仕え、公これに命じて扈從一隊の長とす。」<sup>(14)</sup>と描き、始祖祐乗と足利將軍家との関係を強調している。

初代祐乗（1440～1512年）や、第2代宗乗（1487～1564年）、第3代乗真（1512～1562年）については、内表紙の書き込みからも分かるように、異本として物語性が強い。家譜特有な誇張も、考慮に入れて考察する必要がある。もっとも若山泡沫が後藤家文書に「天文十二年八月二十四日付の下知状で、足利將軍直参の關係にあつた後藤源四郎治光に対し諸公事免除事無紛之所

云々」とあると述べているように、第3代乗真の時代に後藤他家関連の資料が無いわけではない。しかし後藤系図に、源四郎治光の名は不載である<sup>(15)</sup>。

なお、祖縁別宗の記述も第4代光乗（1529～1620年）に至ると、歴史的事実との関連性が強くなり客観性を持つようになる。特に、我々は、光乗の項で以下の一文に注目をする。

「始め泉の界に寓する時、世系の圖も亦、祝融氏の為に烏有と為る。後、祐乗の祖父を審らかにせざる所以なり。惜しいかな光乗天年を以って下世す。壽九十二歳。實に元和六年庚申三月十四日なり。二子有り、長は徳乗と曰ひ、次は長乗と曰ふ。光乗、長乗をして東照大神君に事へしむ。大坂城を圍みし時、長乗も亦幕下に待す。」

この一文の中に「始め泉の界に寓する時、世系の圖も亦、祝融氏の為に烏有と為る。」とあるのは、始め和泉の国、堺に居住しており、その際祝融氏（火の神・火災をいう）に遭い、系図類がなくなったということである。このことは、祖縁別宗の跋文でも確認し得る。とはいえ、これまで川口陟や彫金研究家は、『後藤一統系圖』を基に三代乗真が九州大友氏家臣の娘を室「筑前国大友ノ一族茨木丹後守女」<sup>(16)</sup>に迎えている事実等から、九州と京都の関係を重点に考察し、和泉の堺への視点を失っていた。

それはまた、後藤家はその家業を三所物等の彫金のみならず金屋、銀屋の流れをくみ、財力を蓄え、「角倉家や茶屋家と匹敵する京都三長者と呼ばれた」<sup>(17)</sup>ことへの視点を失ったことに他ならない。特に、当時の金屋、銀屋は、両替や判金製造に及び、それらに密接に関連する分銅製造はその後の後藤家の家業となった。

光乗の項で、分銅及び判金への極め印の使用は、光乗40歳頃織田信長に命ぜられ「已に黄金法馬、詐偽並び興る。是に於いて、又これをして符を黄金の上に書し、篆を法馬の背に刻せしむ。符は俗に判と曰ふ。因りて判を金上に書し、判金と號す。法馬は、天平の銅鐘なり。倭俗に是を分銅と謂ふ」ことが

あったという。また、この一文にあるように分銅製造と天平、すなわち天秤製作は本来密着しているものである。

京都の名産を紹介する貞享3（1686）年に刊行された『雍州府誌』には、「泉南針口屋これを製し、その餘流洛下にありこれを賣る。法馬は後藤家がこれを製す。俗に謂ふ分銅なり」<sup>(18)</sup>とある。この記事は、泉南、和泉の堺の針口屋が、天秤を製したこと、その一族の余流が京都にあつて、製造販売したことを示している。

このことから、光乗の堺から京都への移居に伴い、天秤製造を担当する針口屋も同様に移転したと、推測しえる。これまでは、大黒常是による慶長3年の銀座の堺から伏見、更には慶長13年の京都の移転に伴い針口屋が京都に移動したと考えられていたが<sup>(19)</sup>、後藤家とりわけ光乗の京都への移居が、分銅製造と関連し針口屋の移動をいち早く推進させたと解する方が妥当である。

また、これまですすめられてきた、元和元（1615）年大阪夏の陣に火災にみまわれた堺の環壕遺跡の発掘で、我々は後藤祐徳銘のものを含み数点の分銅と、日本天秤独自の「木瓜」型針口の出土を確認している<sup>(20)</sup>。現在なお、我々は堺の環壕遺跡から出土される分銅、針口に注目しているが、その一方、堺の資料からの分析も急ぎ行っている。

江戸期の堺の町屋の動向を調査するのに役立つ系統的な資料に『手鑑』があるが、『後藤家譜』と同年代の資料である元禄8（1695）年の堺『手鑑』<sup>(21)</sup>には、針口屋の存在を示すものはない。だが、明暦7（1757）年の『手鑑』には「針口屋式軒と針口直シ屋三軒」と家数が記載されている<sup>(22)</sup>。当時、堺の規模で、針口直し屋が3軒も存在するのは、奇異の感を抱く。『手鑑』からの針口屋の検証は、今後の課題である。

なお、光乗の子供には、第5代徳乗と次男の長乗（1562～1616年）がいる。元和元（1615）年には、長乗が徳川方に参加し、その後援を受

けて後藤宗家、四郎兵衛家は、第6代栄乗(1577～1663年)を中心に再建されることになる。そのため勘兵衛家の始祖覚乗の父親である長乗は、『後藤家譜』においても高く評価されている。しかし、徳川家康が、長乗に巖栖辻子を下付したのは、『後藤家譜』の慶長19(1614)年でなく、慶長17(1612)年という他資料があり、翻刻の注で石島勇が明らかにしておいた。

最近、長乗の研究がすすみ、長乗の墨判は財務省造幣局所蔵の笹書大判の墨判が基本であろうとされ、長い間の笹書大判論争に決着がついた<sup>(23)</sup>。これは、西脇康によって全貌が明確にされた勘兵衛家百両判雛形に墨書された笹書花押とは明らかに様相が異なる。今後、勘兵衛家資料のさらなる批判と検証が必要になる。

### 3. 後藤宗家系図と廉乗

祖縁別宗は『後藤家譜』の撰述において、初代祐乗から10代廉乗まで歴代にわたる彫り物についての技量を常に高く評価している。初代祐乗については、「鏤するところの劔具、貴きこと隋珠、趙璧の如し。」等と記載している。また、祖縁別宗と同世代の10代廉乗の項では、「祐乗既に工みを為して其の精妙を究め世々相傳へて、今既に二百餘年に垂々とす。孫枝末葉、綿々乎として瓜瓞の如く、繩々乎として螽斯の如く、悉く皆巧みを以て世の為に稱せられる。略・世人是を家の作と稱する」と、している<sup>(24)</sup>。

このように、祖縁別宗は歴代の宗家に高い評価を与える。祖縁別宗からやや遡るが、一つの評価が、後藤喜右衛門尉光信『後藤家彫物目利彩金録』によって付与されている。筆者の所蔵するものは、「享保三(1718)年戊戌歳六月吉日、宝暦五(1755)年乙亥歳三月改候」版である<sup>(25)</sup>。

なお、この書の中には「此の彫物目利弁知抄他に漏らさずと雖も、去り難き御懇望に依って相傳令む事、夢々他見他言有る可からざる者なり、後藤喜右衛門尉光信」、及び「右後藤家數世彫物目利彩金抄名家的傳之秘書也」とある。

したがって、寛永20(1643)年、もしくは、正保3(1646)年、万治2(1659)年の『秘伝書』の再版である(『後藤家彫物目利彩金録』を以下『秘伝書』と記す)。そのため、筆者の所蔵本でも第9代程乗を当代としている。同書の系図の部分をも、以下に示す<sup>(26)</sup>。

#### 一、後藤家代々系図

上々 祐乗 始祖第一也

人王百二代後小松院の御宇応永のころの人なり。巧業を稻荷大名神にいのり、丹誠をもって瑞夢を蒙り、竟に無双の名人となり、かくして高誉を子孫につたふ。尤後藤代々のうち、祐乗をもって第一の名物とするものなり。

上	宗乗	第二
中	乗真	第三
中之上	光乗	第四
中	徳乗	第五
中	栄乗	第六
中	顕乗	第七
下	四郎兵衛	第八
中之下	程乗	当代なり

以上から、著者である後藤喜右衛門尉光信は、第8代四郎兵衛、即乗(1600～1631年)や第9代程乗(1603～1673年)を低く評価している。後に、後藤三名人と評価される即乗も、この時代の評価は、「下」であり、厳しいものがある。

当時、光信の号は、勘兵衛家の祖、演乗の父覚乗(1589～1656年)が使用していた。後藤家一統系譜によれば、「玉照印覚乗日圓、光信、源實、勘兵衛、明暦二(1656)年閏四月廿二日六十八歳死」とある。光信を覚乗と推測して考えれば、年代的には、第8代即乗が寛永8(1631)年に死亡し、第9代程乗が第10代廉乗(1628～1708年)の看坊として嗣いだのであり合致する。だが、覚乗が喜右衛門尉を名乗ったかは、疑問の残るところである。また、後藤を名乗っているが後藤家の関係者であったかどうか不明である。

いずれにしても、この光信の下した評価は、西脇康が引用した第12代寿乗（1689～1742年）以下への鋭い評価書、後藤源實光文（1845～1893年）調整、作成、『栄乗以来四郎兵衛家之伝付理兵衛家略伝』明治11（1878）年を彷彿させる<sup>(27)</sup>。この文書では勘兵衛側から宗家の彫物師としての技量を鋭く批判しており、『秘伝書』と同様、記述当初の第10代廉乗、第11代通乗（1664～1721年）は評価が高いが、第12代寿乗以下第17代典乗（1835～1879年）に至るほどその評価は厳しくなる<sup>(28)</sup>。

光信の『秘伝書』は、系図と評価の格付け後、具体的に作品ごとの代価が示される。その代価表は、祐乗から栄乗までで、第8代四郎兵衛と第9代程乗は除かれている。この『秘伝書』では、歴代順を追って記述するが、一方、『後藤家譜』では、第7代顕乗を第8代即乗の<sup>つたり</sup>付とし、また第9代程乗を第10代廉乗の<sup>つたり</sup>付で扱い、顯乗、その子即乗、廉乗へと直系を中心に記述しているのが特徴的である。

これは、撰述に当たった祖縁別宗の儒教的思想に基づく長子相続制の過度の強調によるものであると、解せられる。前述、長乗について、その功績を記して、長子継嗣制度のもと、後藤宗家の藩屏として勘兵衛家を強調しているのは、その現れと考えられる。

光信の示す栄乗までの代価を略表で示すと、下表の如くである。代価の妥当性は、寛文5（1665）年の折り紙に、乗真の金色色絵雲竜三所物（裏含金棹小柄栄乗）「代金子七枚也」とあるところから、高く設定していると思われる。もっとも、最高の出来物を基準としている<sup>(29)</sup>。

前掲『雍州府志』では、「祐乗作するところの三所物、価、黄金三十枚あるいは五十片に至る。その内、赤銅魚子の上に人形・鳥獣を雕るを上品とす。草木これに次ぐ。」と記している。これは、『秘伝書』に基づく記述であり、当時同書がかなり広範に流布していたことが伺える<sup>(30)</sup>。

(表-1)

作出物	七夕の目貫筭	武者人形目貫筭	龍獅子の目貫筭	草花の目貫筭
第1代 祐乗	金五拾枚	金三拾枚	金二拾枚	金拾枚
第2代 宗乗	金三拾枚	金二拾枚	金拾五枚	金七枚
第3代 真乗	金貳拾枚	金拾五枚	金拾枚	金五枚
第4代 光乗	金拾枚	金拾枚	金七枚	金三枚五両
第5代 徳乗	金拾枚	金拾枚	金七枚	金三枚五両
第6代 栄乗	金拾枚	金拾枚	金七枚	金三枚五両

上記表から、当時は、『雍州府志』が示すように、細工の困難な武者物等人形紋の評価が極めて高かったといえる。この時期に、初代からの評価が代価として現実的に示されていることは、後藤家の三所物がいかに社会的に高く評価されたかを示す。しかし、そのような後藤宗家の高価格は、後藤家の家彫りの代替品としての町彫りの隆盛を導く結果となった。

『秘伝書』初刊行の後、ほぼ30～40年後に著された『後藤家譜』の時代は廉乗の代であり、そこでは程乗は<sup>つたり</sup>付として記述されている。町彫りの隆盛は、程乗等によって築き上げられた揺るぎない後藤家の家彫りを頂点に、新しい息吹が金工界に流れ込んだことを意味する。そのような中で、廉乗を中心に後藤家の威信を高めるべく図ったのが、『後藤家譜』である。

『後藤家譜』最終章の廉乗の項では、直系乗賢（1656～1684年）が宗家であることを示す四郎兵衛を名乗ったことを明記し、続いて乗賢の死後、仙乗の子通乗が養子となったところで『後藤家譜』の記述は終わる<sup>(31)</sup>。

乗賢が、四郎兵衛を名乗っている点は、注目に値する。光信の『秘伝書』では、32歳で若くして死亡した第8代即乗を四郎兵衛と記述しており、即乗がかなり後でつけられた諡であることが分かる。この点では同じく、乗賢も死後贈られた諡で、生前に宗家四郎兵衛を襲名した可能性が高い。乗賢の作品の存在については、野

田敬明『金工鑑定秘訣』文政 3 (1820) 年にも下記のように示されている<sup>(32)</sup>。

「光嘉 没後乗賢ト云乗賢作光壽ト裏彫附ノ小刀柄アリ

隣聖院乗賢居士貞享元年四月十九日」

さらに、同書は、同苗の花押と各代宗家の花押を詳細に記載し、演乗の自身銘、略式花押も記されている。また、同書には廉乗や通乗の花押が示されており、特に廉乗のものは後藤四郎兵衛家史料の「元禄大判雛形」の花押や「大判花押控」のものに近似している<sup>(33)</sup>。しかし、西脇康が勘兵衛文書等から廉乗とした悦乗の花押<sup>(34)</sup>とは様相を異にする。

確かに、廉乗とされている大判の元書で『金工鑑定秘訣』の三所物等と同じ様相を持つ花押は未見であるが、同一の分銅花押刻印は存在する。また、廉乗、通乗共作の小柄が、津軽家伝世品に存在する。

これらの花押の在り様から、新たに悦乗の花押を廉乗の花押と比定するには、今後のさらなる研究を必要とする。

#### 4. 終わりに

これまで懸案になっていた『後藤家譜』の正確な翻刻と書き下しは、石島勇の協力の下に行われ、さらに我々は『後藤家譜』の基本的性格と、撰述者である祖縁別宗について調査を行った。残念ながら演乗と祖縁別宗との関係については、跋文で「方外の交わりを為す」と述べているだけで深く説明されていない。

また、祖縁別宗については、最近の李元植『朝鮮通信使の研究』で調査、研究以外に殆どなく、後藤家との正確なつながりも不明である。そこで、我々は、富田景周『燕臺風雅』と『槎客通簡集』及び『相國寺史料』等から関連箇所、及び年譜を、今後の後藤家研究者のために添え、参考に資することにした。

これら祖縁別宗についての調査とは別に、今回の『後藤家譜』の石島勇による翻刻と書き下しを通して、本稿 2 章で述べたように、これま

でとは別な視点、すなわち、光乗の時代の始めに、和泉国の堺から後藤宗家等が京都に移り住むようになったことが判明した。そこで、後藤家と堺との関連の研究が今後必要になることを、本稿で提起しておいた。

これらについての研究は、今後の西脇康の後藤祐徳研究等、更なる識者の研究に期待するところ大である<sup>(35)</sup>。

なお、3 章では、後藤喜右衛門尉光信『秘伝書』による簡略系図や作品評価を示しておいたが、第 8 代即乗については、大判や分銅との関わりで不明な点が多い。文政三年刊『金工秘訣』では、即乗を「即乗雕琢の光景真に名人の気象あり、程乗作の最上の出来物と見ゆるものなり。惜しむべし早世」と高い評価を下している<sup>(36)</sup>。

加えて、『後藤家譜』が示すように、即乗の長子、廉乗、そして廉乗の養子通乗についての研究には、廉乗の直系である乗賢についての研究が必要である。乗賢が四郎兵衛を嗣ぎ、宗家としての地位を暫定的にも保持していた可能性が残る。今後、花押等の確認と検証が必要とされる。乗賢についての研究は、後藤四郎兵衛家文書や勘兵衛家文書等に記載が殆どなく、今後の資料発掘が課題である。

最後になるが、東大史料編纂所所蔵転写本には、勘兵衛家最後の当主後藤源實光文により書き込まれたと思われる『後藤家譜』についての評価が、内表紙に「此一巻、角実ノ景図於東武ニ焼失後、後藤四郎兵衛事可差置タメ、是一巻作ル。甚違書也。実ノ景図ハ秘中ノ秘也。可秘々ト云々」<sup>(37)</sup>とある。確かに、違書、すなわち異本であって、そのため物語風になっており、史実とはかなり相違すると思われる部分もある。

これらの点を考慮し、我々は、今後更なる歴史的事実との関連で検証をすすめていく必要がある。

## 注記

- (1) 川口陟：後藤十五代の研究、刀剣資料、No. 15～30、昭和 35～36 年。
- (2) 佐野美術館等編：後藤家十七代の刀装具、佐野美術館、平成 6 年、96～95 頁。
- (3) 石島勇、小川武彦共著：石川丈山年譜、日本書誌学大系 65(1)本編(2)附編、青裳堂書店、平成 6 年、平成 8 年。
- (4) 翻刻資料参照。
- (5) 「京都慈照院には、天和二（1682）年別宗が南禅寺の大方長老をお伴して、朝鮮通信使の客館にあてられた本圀寺を訪れ、製述官成琬、神将洪世泰及び書記李聃らと筆談唱酬した肉筆詩編一三篇と正徳度（1711）正使趙泰億一行が、別宗長老に酬いた肉筆詩箋「韓客詞章」が現存する」李元植：朝鮮通信使の研究、思文閣出版、1997 年、196 頁。相國寺史料編纂委員会編、藤岡大拙、秋宗康子校訂：相國寺史料、第 4 卷、思文閣出版、1988 年、185～6 頁。
- (6) 「寄呈室詞禮 僧祖縁  
久居加北致忠誠、今在江東稱俊英、  
句法酌深唐李杜、典經究理宋朱程、  
自謙雖比鳩巢拙、公譽已誇鸚薦榮、  
多謝青編書事實、永令遠祖發遺名」  
加賀州富田景周大賚編定：燕臺風雅、卷ノ十二、  
文政 7（1825）年、内閣文庫蔵。
- (7) 西脇康、「大判座後藤と一門の系譜」、「大判座後藤に伝来した大判鑑定史料について」、月刊収集、1998～2000 年、書信館出版。ことに、西脇康には、平成 12 年度 6 月の計量史学会研究会等で様々ご教示いただき本稿作成の指針をいただいた。
- (8) 翻刻資料参照。
- (9) 元禄 7 年「後藤家系図」については、佐野美術館等編：前掲書、96～97 頁。後藤勘兵衛源実光文調整作：後藤家一統系図、東大史料編纂所蔵、明治 11 年。笠原光寿、秋本繁雄共著：京後藤の研究、笠原光寿刊行、1988 年、85 頁。
- (10) 鷲尾順敬：日本佛家人名辞書、東京美術、明治 36 年、増訂昭和 41 年、722 頁。李元植：前掲書、288 頁。
- (11) 翻刻資料参照、李元植：前掲書、295 頁。
- (12) 演乗について、川口陟は「演乗は、和歌を日野弘資に学び、絵は狩野家に学んで頗る見事である。…略…大きな涅槃像を描き、知足山常德寺に納めて今も猶現存している。」「前田侯爵家の尊経閣文庫に古書「海道記」の写本がある。これは、貞応二年の旅日記であって、表紙に左の識語がある」、この識語に、演乗が元禄二年三月中に松雲侯（前田綱紀）に、銀二枚で、「海道記」を献上したことが記されている。「この時松雲侯四十七才演乗は四十九才であった」と述べている。川口陟：前掲書、その 15、昭和 36 年、12 頁。
- (13) 『千利休由緒書』は、紀州徳川家儒官の李一陽と宇佐美彦四郎定祐によって作成された。芳賀幸四郎：千利休、吉川弘文館、昭和 38 年、1～4 頁。
- (14) 翻刻資料参照。
- (15) 佐藤寒山監修、若山泡沫：刀装小道具講座、後藤家編、第 2 卷、雄山閣出版、昭和 42 年、237 頁。
- (16) 後藤勘兵衛源実光文調整作：前掲書。
- (17) 馬場章：大判座後藤家の栄光、お金の玉手箱、国立歴史民俗博物館、1997 年、103 頁。
- (18) 黒川道祐：雍州府志、貞享 3 年、立川美彦編：訓読雍州府志、臨川書店、平成 9 年、267 頁。
- (19) 田谷博吉：近世銀座の研究、吉川弘文館、昭和 38 年、84 頁。
- (20) 續伸一郎編：堺市文化財調査研究報告第 49 集－堺環濠都市遺跡発掘調査報告書 SKT169 地点、堺市教育委員会、1989 年、129 頁。岩田重雄：堺環濠都市遺跡出土の計量器について、堺市文化財調査研究報告第 50 集、堺市教育委員会、1990 年、115～121 頁。
- (21) 堺市役所編：堺市史、第 5 卷、資料編第 2、清文堂、昭和 5 年、復刻版、昭和 41 年、37～109 頁。

- (22) 堺市役所編：堺市史 続編、第5巻、昭和49年、575頁。
- (23) 犬山製大判等の研究は、酒井康男：誰でも解る各種大判金の科学的鑑定法、私家版、昭和42年、参照。
- (24) 筆写所蔵の後藤喜右衛門尉光信「後藤家彫物目利彩金録」は、『万寶全書』第13巻、享保3年であり、「古來銅鐵古鏝之図解」と併冊になっている。なお、桑原羊次郎：日本装剣金工史、萩原星文館、昭和16年、130頁。
- (25) 若松泡沫：前掲書、273頁。
- (26) 佐野美術館等編：前掲書、117頁。後藤喜右衛門尉光信：前掲書。
- (27) 西脇康：前掲書、大判座後藤と一門の系譜(7)、月刊収集、第24巻6号、1999年、26～30頁。
- (28) 「廉乗……「家業上達、名誉得タリ」……略……方乗「父ノ業ヲ継ト雖モ、愚鈍ニシテ不調法ナリ」、典乗「家ノ業ヲ継ト雖モ、未熟ナリ」」西脇康：前掲書、大判座後藤と一門の系譜(7)、27～8頁。
- (29) 後藤喜右衛門尉光信：前掲書。
- (30) 黒川道祐、立川美彦編：前掲書、258頁。
- (31) 翻刻資料参照。
- (32) 野田敬明：金工鑑定秘訣、卷之二、文政三年、19ノ1頁。
- (33) 野田敬明：前掲書、卷之二、11ノ2頁。
- (34) 西脇康：前掲書、大判座後藤に伝来した大判鑑定史料について(6)、月刊収集、第25巻5号、2000年、20～21頁。
- (35) 「後藤一門の系譜・系図類は、いずれも元禄期以降に調整されたものであり、織豊期の史料に登場する後藤一門の多くが脱落していることが判明」したとしている。西脇康：日本計量史学会報告、大判座・後藤・彫物師後藤の花押銘について—資料批判による歴史事実の接近—、2000年、6頁。
- (36) 野田敬明：前掲書、卷之一、21ノ1頁。
- (37) 翻刻資料参照。なお「後藤小三郎関係文書が、明暦の大火(1657年)で焼失した」と

いう滝沢武雄の解説との連動で、後藤宗家の資料が明暦の大火で焼失したとされる。しかし、後藤宗家廉乗の江戸定府は、寛文2(1662)年であり、その後の火災の被害によると推測される。滝沢武雄：徳川時代の金座を読んで、木村荘悟、東京市史外編：徳川時代の金座、聚海書林、昭和63年、解説7頁。なお、桑原羊次郎は「廉乗生涯中、後藤家に取りて最大不幸事は、明暦三年の正月十八九両日江戸の大火によりて、居宅什宝及び先祖より伝来の記録系図等を残らず焼失せし事である。従って今日系図と稱する者は、京都後藤家の記録等により編輯せし者である」としているが、今日の東大での後藤四郎兵衛家文書の整理等から従来のこの見解については、訂正する必要がある。桑原羊次郎：前掲書、173頁。

A Study of "The Genealogy of  
the GOTO Family"

Kenji YAMADA

*The Genealogy of the GOTO Family* was compiled by Betusyu SOEN (1658-1714), a friend of Enjyo GOTO (1641-1693), in Genroku 2 (1689). It was, at the request of Enjyo GOTO. This genealogy was a basic historical source of the GOTO family who was the exclusive maker of balance weights and Oban (Gold coin) in the Edo era.

Until recently, many historians, inclusive of metrological historians, did not know the career of Betusyu SOEN, who was a Buddhist priest of the Rinzaï sect. However, the source of Betusyu SOEN's personal history was discovered by the institute of compilation of historical documents in the Shyokoku temple in 1987.

He devoted his entire career to studies

of Chinese classical literature and poetry, and gave assistance to the envoys from the Ri dynasty (Korea, 1392-1910) as an interpreter on the occasion when they visited Japan in Shyotoku 5 (1715). He was one of the most famous scholars of Chinese classical poetry in his time and became the 103<sup>rd</sup> chief priest of Shyokoku temple in Genroku 12 (1699).

As a result of my research on this genealogy, I found that the GOTO family was one of the richest merchandising firms, which developed the business from the goldsmith and silversmith in the early modern age.

I wish to thank Mr. Isamu ISHIJIMA for his collaboration on this project. With his help, I was able to translate this genealogy from classical Chinese to current Japanese. Mr. Isamu ISHIJIMA is a scholar of Chinese classical literature, and has made, among others, the detailed study of Jozan ISHIKAWA (1583-1672).

## 翻刻〈凡例〉

- 1 原文は、適宜句読点等を施し異体字は通行字に改める。
- 2 判読に便あらしめるため、私に段落を区切る。
- 3 参考に資するため、書き下し文及び注記を付す。
- 4 底本は、それぞれ『後藤家譜』は東京大学附属図書館 旧蔵転写本、『槎客通簡集』は内閣文庫蔵板本、『燕臺風 雅』は内閣文庫蔵転写本による。

### I 『後藤家譜』

此一巻、角実ノ景図於東武ニ焼失後、後藤四郎兵衛事可差置タメ、是一巻ヲ作ル。甚違書也。実ノ景図ハ秘中ノ秘也。可秘々々ト云々。

## 後藤家譜

祐乗

祐乗者、美濃州人也。姓藤原、氏後藤、號四郎兵衛、諱祐乗。其先、出自兵衛尉實基、乃左衛門尉基綱之後也。家世業武、食采邑<sup>注1)</sup>於濃州某縣、遂家焉。今俗稱美濃後藤者、亦乘之末裔也。後藤氏者、元近衛殿下之家臣、即八藤之一也八藤者、進藤、齋藤、近藤之類、是也。

注1) 采邑 領地の意。

乘自幼穎悟、好彫刻。及長、仕將軍義政公幕下、公命之為扈從<sup>注2)</sup>一隊之長。乘隊中之士、有犯公法。公怒以為乘之罪也。廼囚乘于一室。議其罪殆將棄市<sup>注3)</sup>。乘旦夕遙拜日吉山王權現<sup>注4)</sup>、祈免其罪。偶得一桃核、手刻山王七社之神輿、船一十四艘、猿六十三頭。其細密也、非言語之所及也。遂聞相公。々一見而大奇之、且知乘非常人也。廼釋其罪、因命造軍器。

注2) 扈從 將軍隨行の從者。

注3) 棄市 死罪にして盛り場にさらし見せしめにする刑。

注4) 日吉山王權現 日枝神社。比叡山の東、琵琶湖辺に在る。

## 祐乗

祐乗は、美濃の州の人なり。姓は藤原、氏は後藤、號は四郎兵衛、諱は祐乗。その先は、兵衛尉實基より出で、乃ち左衛門尉基綱の後なり。家は世々武を業とし、采邑を濃州某の縣に食み、遂にここに家す。今俗に美濃後藤と稱するは、また乗の末裔なり。後藤氏は、元近衛殿下の家臣にして、即ち八藤の一つなり八藤は、進藤、齋藤、近藤の類、これなり。

乗幼より穎悟、彫刻を好む。長ずるに及び、將軍義政公の幕下に仕へ、公これに命じて扈從一隊の長とす。乗が隊中の士、公法を犯すことあり。公怒りて以って乗の罪と為すなり。

適ち乗を一室に囚す。その罪を議して、殆ど將に棄市せんとす。乗旦夕日吉山王権現を遙拜して、その罪を免れんことを祈る。偶々一つの桃核を得て、手づから山王七社の神輿、船一十四艘、猿六十三頭を刻む。その細密なること、言語の及ぶ所に非ざるなり。遂に相公に聞こゆ。公一見して大いにこれを奇とす。且つ乗の非常の人なることを知る。適ちその罪を釋し、因って命じて軍器を造らしむ。

乗於是為鑲工、而以黄金・白銀・赤銅造飾劍之具。衆人莫不憐之。劍具者、櫛頭・縁・鎧・鞘口・折金・曲形・裏尾、謂之七所物。又加筭・目貫・削刀柄、謂之十所物。今、除鞘口加鐔。

乗又發憤而自奮曰、「吾既失職辱先祖也。今勢不可復矣。苟不以工而震名于天下、復何面目對人乎」。遂發誓約、一七夜、夜々丑時、詣北野廟<sup>注5)</sup>、殫精傾誠、以祝焉。期滿之辰、神林之中、忽見一牛、乗喜有感應。自是手藝日精、漸得聲譽而多有奇異。或彫龍投於水中、則有飛騰之勢。有時告妻視之。妻曰、「失武為工。雖有如弗興南本之神奇<sup>注6)</sup>、奚足貴乎」。乗聞之而慙。自爾無有此奇異也。乗之巧妙、若悟之於性。非積習所能致。故別成一家之法。后之稱名手者、皆莫能企及也。

注 5) 北野廟北野神社。京都市上京区に在り、菅原道真を祀る。

注 6) 如弗興南本之神奇意味は不明。「如弗興」は「興ら弗るが如き」と訓じておく。また、南本は、蜀の張南本のことで、南本が火を描くのが得意で辟支仏が火中で坐禪を組んでいる姿を描いたところ、あたかも煙が立ち上り稲妻が閃き、林を焼き原を燃やす勢いがあったという故事(『琅邪代醉編』所引「画品」)に拠るか。

由是、公數命之彫器。公目視之、不自知其邈之前於席也。動公之冠与乗之烏帽子相接作聲

也矣。凡塗靈液于鑿頭、則便彫金鐵。故乗頻塗之鏤焉。公不知其所以、漫自舐數柄鑿頭與之、率以為常。其厚遇可知矣。公徵他事未利者、則必在厩、使近臣嘗辨其器物。有唯乗如斯。蓋所以不忘其本也。自是名聞四海。所鏤之劍具、貴如隋珠趙璧<sup>注7)</sup>。乃鑄雁・烏及九曜之三筭、以為青氈<sup>注8)</sup>。天下皆知為其名器也。

注 7) 隋珠趙璧 貴重なものたとえ。隋珠は、隋国の君が傷ついた大蛇に薬をつけて治してやると、のちに長江中から珠を口にくわえて出て恩を返した故事による。また、趙璧は和氏の璧ともいい、春秋時代楚の卞和が山中で得た宝玉。掘り出したままの玉を楚の厲王に献じたが、偽物と疑われ罰として左足を切られ、次に武王に献じてまた右足を切られ、その次の文王が玉を磨かせて初めて本当の宝玉であると認められた。

注 8) 青氈 家宝の意。王献之が盗人に入られたとき、青氈は家宝だから盗むなといった故事による。

乗ここに於いて鑲工と為りて、黄金・白銀・赤銅を以てて劍を飾るの具を造る。衆人これを憐まざるは莫し。劍具とは、櫛頭・縁・鎧・鞘口・折金・曲形・裏尾、これを七所物と謂ふ。また筭・目貫・削刀柄を加え、これを十所物と謂ふ。今、鞘口を除き鐔を加ふ。

乗また憤を發して自ら奮ひて曰はく、「吾既に職を失ひ先祖を辱むるなり。今勢ひ復すべからず。苟くも工みを以てて名を天下に震はざれば、復た何の面目あつて人に對さんや」と。遂に誓約を發し、一七夜、夜々丑の時、北野廟に詣で、精を殫くし誠を傾けて、以ててここに祝す。期滿の辰、神林の中、忽ち一牛を見る。乗感應有るを喜ぶに、これより手藝日に精しく、漸く聲譽を得て多く奇異有り。或は龍を彫りて水中に投ずれば、則ち飛騰の勢有り。時に妻に告げてこれを視せしむること有り。妻曰はく、「武を失ひて工と為る。興らざるが如き南本の神奇有りと雖も、奚ぞ貴とするに足らんや」と。乗これを聞きて慙づ。

爾してよりこの奇異有ること無し。乗の巧妙、これを性に悟るが若し。積習の能く致す所に非ず。故に別に一家の法を成す。後の名手と稱さるる者、皆能く企て及ぶ莫し。

これに由りて、公數々これに彫器を命す。公目これを視て、自らその籬の席に前むを知らず。動もすれば公の冠と乗の烏帽子と相接し聲を作るなり。凡そ靈液を鑿頭に塗れば、則ち金鐵を彫るに便なり。故に乗頻りにこれを鏤に塗る。公その所以を知らずして、漫りに自ら數柄の鑿頭を舐めてこれを與ふるを、率ね以って常と為す。その厚く遇すること知るべし。公他事末利を徴する者は、則ち必ず厩に在りて、近臣をしてその器物を營辨せしむ。唯乗のみかくの如き有り。蓋しその本を忘れざる所以なり。これより名は四海に聞こゆ。鏤する所の劔具、貴きこと隋珠趙璧の如し。乃ち雁・烏及び九曜の三筭を鑄り、以って青氈と為す。天下皆その名器為ることを知る。

向之所鏤桃核、今在常陸國、土人為日吉社之神。徃徃榮禱立應。使非有神靈之加被、何能臻此乎。乗後以壽終。實永正九年壬申五月初七日也。春秋七十又三。有二子、曰宗乘、曰昌尊。以其遺骸、葬於蓮臺寺石蔵坊、今尚存。祐乘、始以倭訓呼之、後稱以音。或云、「祐乘剃髮除法印」。其說非也。今見其所蔵畫像、則頭載烏帽、身被蘇芳。鶴髮、霜鬢、儼然武人也。當時有醫師山脇法印祐乘者、乃山脇道作之祖。恐後人誤此乎。

此說非也。祐乘像画所ハ有髮之節之記、霜鬢ハ画ノ曲也。右注ノ通りタル時ハ法号別ニアラン。既蓮臺寺ニ建候所之石碑ニ法号祐乗トアリ、則祐乗ト稱スル事、世ニ智所之法印。後花園院勅許之事、官家之記録ニ分明也。

向の鏤る所の桃核、今常陸國に在りて、土人日吉社の神と為す。徃徃榮禱立ちどころに應ず。神靈の加被有るに非ざらしむれば、何ぞ能くここに臻らんや。乗後に壽を以って終はる。實に永正九年壬申五月初七日なり。春秋七十また三。二子有り、宗乗と曰ひ、昌尊と曰ふ。その遺骸を以って、蓮臺寺石蔵坊に葬り、今尚存す。祐乘、始め倭訓を以ってこれを呼び、後稱するに音を以ってす。或は云はく、「祐乘剃髮して法印に除せらる」と。その說非なり。今、その所蔵する畫像を見れば、則ち頭に烏帽を載せ、身に蘇芳を被る。鶴髮、霜鬢、儼然たる武人なり。當時醫師山脇法印祐乘という者有るは、乃ち山脇道作の祖なり。恐らくは後人これと誤りたるか。

#### 宗乘

宗乘、號四郎兵衛。其先、本籍美濃。父祐乘左授、遂遷居洛陽、以能繼父業、得名。與弟昌尊家學俱造其妙。

昌尊工彫魚ヒ子、世稱高絶以鑿彫金銅。疊如魚鱗、細末似沙。俗謂之魚々子。又作七々子。一夜夢蒔魚ヒ子形、如撒芥子而蒔地上。故俗曰蒔魚々子於閻羅王宮天井。覺後、一日無病而終。凡藝術精粹、德業、彌滿世。致於靈應者、頗多矣。如曩孔夫子奠於兩楹之間、李長吉獲於一版之書<sup>9)</sup>。昭々乎載於藉也。且非借冥矯衆之儔矣。故今昌尊之感冥府、誠可徵、不誣也<sup>10)</sup>。

注 9) 曩孔夫子… 孔子が堂上の東西に在る二本の大柱の間でかりもがりをする夢を見た故事(『礼記』檀弓上)、李長吉(名は賀)の故事は「長吉將に死せんとする時、或る昼に一緋衣の人、赤蚪に駕し、一版書の、太古の篆或るは籀體の石文の若き者を持つを見て、云はく、『当に長吉を召すべし』と。長吉了に説む能はず。歎きて榻を下り叩頭して言はく、『阿彌老い且つ病む。賀去るを願はず』と。緋衣の人笑ひて曰はく、『帝白玉楼を成せり。立ちどころに君を召して記を為

らしむ。天上の差樂、苦しからざるなり』と。」(『唐詩紀事』李賀など)に拠る。

注10) 可徴、不誣也 確かなことであり、有りもしないことを有るかのように言っているのではない。

## 宗乗

宗乗、四郎兵衛と號す。その先、本美濃に籍す。父祐乗左授し、遂に遷りて洛陽に居り、能く父の業を繼ぐを以って、名を得。弟の昌尊とともに家學俱にその妙に造る。

昌尊魚々子を彫るに工みにして、世高絶なるを稱す鑿を以って金銅を彫り、疊たる魚の鱗の如し、細末沙に似たり。俗にこれを魚々子と謂ふ。また七々に作る。一夜魚々子を閻羅王宮の天井に蒔する魚々子の形、芥子を撒じて地上に蒔くが如し。故に俗に蒔と日ふを夢む。覺めて後、一日も病無くして終る。凡そ藝術の精粹、徳業、彌々世に滿つ。靈應を致す者、頗る多し。曩に孔夫子の尚楹の間に奠き、李長吉一版の書を獲るが如し。昭々乎として藉に載すなり。且く冥を借りて衆を矯るの儔に非ず。故に今昌尊の冥府を感ずるは、誠に徴すべくして、誣ひざるなり。

## 乘真

乘真者、宗乗之子。家學益工。襲二世之精藝、為時見稱。且事義晴相公。

後奈良院某年五月五日、凶賊圍營内甚急。乘真与衛士力拒戰而死<sup>注11)</sup>。故相公得脱也。後徴其子光乘而告之曰、「汝父已際端午節、效此至忠<sup>注12)</sup>。我安可不旌其功乎。古云、徳懋懋官。功懋々賞。以茲鏢厥忠於金石、垂厥名於竹帛。今也、汝以艾子菖蒲筧鉤倭俗訓登比毛

多世三品、以繡衣紋。是即所以欲永記父之功烈、傳于無朽之謂也」。自時厥後皆用此衣紋矣。豈是一時盛譽、百歳流芳耶。乘真之祖、世聯鏢乎武門。今雖為鏤工、實未嘗辱武名也。倭朝、衣上繪星月・禽獸・花草葉實之形為符驗、別氏姓。故自古多賞功賜紋。後藤本以九曜為紋。尔後、用此二紋。

注11) 後奈良院某年…「後藤家系図」には、「永禄五壬戌三月六日死／別名源四郎／四郎兵衛ノリサ子／五八歳」とある。永禄五(1562)年は正親町天皇の在位であり、月日も三月六日とあり、家譜の記述と異なる。

注12) 際端午節、效此至忠 端午の節句は、中国の戦国時代が国のため忠節を尽くしたが追放され、汨羅に身を投じて死んだ楚の屈原を悼んだことが始まりとされる。

## 乘真

乘真は、宗乗の子。家學益々工みなり。二世の精藝を襲いで、時の為に稱せらる。且つ義晴相公に事ふ。

後奈良院某年五月五日、凶賊營内を圍むこと甚だ急なり。乘真衛士と方めて拒戰して死す。故に相公脱し得たり。後その子光乘を徴してこれに告げて曰はく、「汝が父已に端午の節に際して、この至忠に效ふ。我安んぞその功を旌さざるべけんや。古に云はく、徳懋なれば官を懋にす。功懋なれば賞を懋にす、と。ここを以ってその忠を金石に鏤り、その名を竹帛に垂る。今や、汝艾子、菖蒲、筧鉤倭俗登比毛多世と訓ず三品を以って、以って衣の紋に繡せよ。これ即ち永く父の功烈を記し、無朽に傳へんと欲する所以の謂なり」と。時によりその後皆この衣紋を用ふ。豈これ一時の盛譽にして、百歳芳しきを流ふるか。乘真の祖、世々鏢を武門に聯ぬ。今鏤工に為ると雖も、實に未だ嘗つて武名を辱めざるなり。倭朝、衣上に星月・禽獸・花草葉實の形を繪きて符驗と為

し、氏姓を別かつ。故に古より功を賞し紋を賜はること多し。後藤本九曜を以って紋と為す。尔る後、この二紋を用ふ。

## 光乗

光乗、號源四郎。後改四郎兵衛。諱光家。薙髮後、號光乗。乘真之嫡子也。能世家學、有出藍之美。時人咸稱其妙。與古法眼狩野元信<sup>注13)</sup>同時。居亦相近。元信每繪一圖、必使光乗評論之。其圖畫之氣韻格制、莫不能盡鑑閱之精妙也。光乗亦欲鐫刻人形花鳥、則先使元信繪其圖而依其様也。義晴相公亦自圖鞍馬与介蟲、而使之模焉。相公之畫本及元信之粉本<sup>注14)</sup>、至今猶家藏焉。

注13) 法眼狩野元信室町時代の絵師。文明八(1476)年～永祿二(1559)年十月六日 84歳。

注14) 粉本 絵の下書。昔は胡粉で下書したのでこのようにいう。

## 光乗

光乗、源四郎と號す。後四郎兵衛と改む。諱は光家。薙髮して後、光乗と號す。乘真の嫡子なり。能く家學を世ぎ、出藍の美有り。時人咸その妙を稱す。古の法眼狩野元信と時を同じうす。居もまた相近し。元信一圖繪く毎に、必ず光乗をしてこれを評論せしむ。その圖畫の氣韻格制、能く鑑閱の精妙を盡くさざる莫し。光乗もまた人形花鳥を鐫刻せんと欲するときは、則ち先づ元信をしてその圖を繪かしてその様に依るなり。義晴相公もまた自ら鞍馬と介蟲とを圖き、これをして模せしむ。相公の畫本及び元信の粉本、今に至るも猶家藏す。

光乗年已邁齒將或、為織田信長公見遇。公令

之鐫美尾屋与平景清力戰圖<sup>注15)</sup>於劔具。鐫武士勇悍英烈之貌、蓋自此始。後公入洛之日、洛中諸士迎駕於御廟野。公不顧諸士、而乃喚、云「後藤、後藤」。光乗鞠躬<sup>(7)</sup><sup>注16)</sup>而進。公莞爾云、「適所彫之劔具、奇麗可愛。我有土産。必賜汝」。然後、遣使賜美濃紙二十帖。一時以為榮。

注15) 美尾屋与平景清力戰圖 寿永三(1184)年三月下旬の源平の屋島の戦いでの、平景清と三穂谷十郎との鐫引(しころびき)の様をいう。

注16) 鞠躬 腰を曲げておじぎをすること。

公特下命云、「人將垂老、則眼根稍衰。今後紹繼此業者、四十歳後、不可力作鏤矣」。時已黄金・法馬、詐偽並興。於是、又令之書符於黄金上、刻篆於法馬背符俗曰判。因書判於金上、號判金。法馬者、天平之銅鍾也。倭俗是謂分銅。天下皆取以為驗也。乃使之為彼退身之食料<sup>注17)</sup>。迨今其子孫届年四十者、世若斯。

注17) 退身之食料 引退後の食い扶持。

公常懷祐乘所鏤鞍馬・金目貫目貫、劔縁之飾也。以金銀銅鐵、鏤於山川・禽獸・花木・舟楫等之形。其大一寸計。是貼劔縁裏面。俗謂是目貫。有人問其由。公曰、「妍變<sup>注18)</sup>之態、既畢、浚遽<sup>注19)</sup>之氣、方厲。恰如活龍。欲諸粧飾、未有獲其太阿<sup>注20)</sup>、徒秘而已」。其器重可知也。

注18) 妍變 みめよくかわる意。

注19) 浚遽 山川を越え渡り、はげしい意。

注20) 太阿 春秋時代に欧冶子と干将が鑄たとされる宝劔の名。

光乗年已に邁き齒將に或れんとするに、織田信長公の為に遇せらる。公これをして美尾屋と平景清との力戰圖を劔具に鐫らしむ。武士の勇悍英烈の貌を鐫るは、蓋しこれより始まれり。後公洛に入るの日、洛中の諸士駕を御廟野に迎ふ。公諸士を顧みずして、乃ち喚びて、「後藤、後藤」と云ふ。光乗鞠躬して進む。公莞爾として云はく、「適々彫る所の劔

具、奇麗愛すべし。我土産有り。必ず汝に賜ふ」と。然る後、使ひを遣はし美濃紙二十帖を賜ふ。一時以って榮と為す。

公特に命を下して云はく、「人將に老いに垂垂とすれば、則ち眼根稍衰ふ。今後この業を紹継する者、四十歳の後、方めて鍔を作すべからず」と。時已に黄金・法馬、詐偽並び興る。ここに於いて、またこれをして符を黄金の上に書し、篆を法馬の背に刻せしむ符は俗に判と曰ふ。因りて判を金上に書し、判金と號す。法馬は、天平の銅錘なり。倭俗にこれを分銅と謂ふ。天下皆取りて以って驗と為す。乃ちこれをして彼の退身の食料と爲さしむ。今に追ふもその子孫の年四十に届る者、世々かくの若し。

公常に祐乗が鍔する所の鞍馬・金目貫目貫は、劔緞の飾なり。金銀銅鐵を以って、山川・禽獸・花木・舟楫等の形に鍔す。その大いさ一寸計り。これを劔緞の裏面に貼る。俗にこれを目貫と謂ふを懐く。人のその由を問ふ有り。公曰はく、「妍變の態、既に畢き、浚遽の氣、方に厲し。恰も活ける龍の如し。これを粧飾せんと欲するも、未だその太阿を獲こと有らずして、徒らに秘するのみ」と。その器重きこと知るべし。

始日州刺史<sup>注21)</sup>明知光秀、客光乗舎。或時、取其九曜・鴈・鳥之三筭、而以黄金十枚謝焉。而後光秀獻諸公。ヒ熟視之曰、「此三筭、即後藤氏世々所傳之家珍也。何得容易而至于茲乎」。即徵光乗案其事。光乗意恐。光秀當抵罪。謂曰、「我家貧。窮曾鬻諸光秀、以為瓜瓠之羹<sup>注22)</sup>」。公以其言、為然也。

注21) 日州刺史 刺史は州の長官。ここでは、日向守のこと。

注22) 瓜瓠之羹 うりやひさごだけの吸い物。粗末な食事を意味するか。

後、以九曜・鳥之二筭、賜秀吉公、充軍功之賞。秀吉又頒鳥筭於加藤清正鳥有戲水之勢。故俗目此筭曰加藤濡鳥。雁・九曜之二筭、罹兵火而亡雁筭在濃之大垣城而滅。九曜之筭在接之大阪城而滅。有翅鳥筭一柄、而展轉至今、現藏加越能三州太守<sup>注23)</sup>之武庫。

注23) 加越能三州太守 加賀・越中・能登の三国を治める前田家。

始寓泉之界<sup>注24)</sup>時、世系圖亦為祝融氏<sup>注25)</sup>為鳥有<sup>注26)</sup>。所以後不審祐乗之父祖也。

注24) 泉之界 和泉国堺。

注25) 祝融氏 火をつかさどる神。転じて、火災のこと。

注26) 鳥有 無に帰すこと。

惜哉、光乘以天年下世。壽九十二歳。實元和六年庚申三月十四日也。有二子、長曰徳乗、次曰長乗。

光乗、使長乗事東照大神君。圍大坂城時、長乗亦侍幕下。大坂以金數十斤、募之。神君莞爾而笑曰、「貴哉、汝頸。汝其自珍」。後賜地於洛北巖栖辻子<sup>注27)</sup>。因家焉。巖栖辻子、地名。辻子、倭俗謂小路曰辻子。細川勝元曾居此地、勝元祖父滿元仁祠曰岩栖院。為滿元初建一寺、因扁岩栖院。初在東山、後迁此地。又迁今在瑞龍山下。故號巖栖辻子。

注27) 巖栖辻子 『本光国師日記』七慶長十七年の条に「上京巖栖院屋敷、今度後藤拜領被申候…」とある。大坂冬の陣は慶長十九(1614)年のことであるので、家譜の記事とは時期的に齟齬を生ずる。

始め日州刺史明知光秀、光乗の舎に客たり。或る時、その九曜・鴈・鳥の三筭を取りて、黄金十枚を以ってこれを謝す。而る後光秀これを公に獻ず。公熟々これを視て曰はく、「この三筭は、即ち後藤氏世々傳ふる所の家珍なり。何ぞ容易にしてここに至るを得んや」と。即ち光乗を徵してその事を案ず。光乗意に恐

る。光秀當に罪に抵るべし。謂ひて曰はく、「我家貧し。窮して曾つてこれを光秀に鬻ぎ、以って瓜瓠の羹と為す」と。公その言を以って、然りと為す。

後、九曜・鳥の二筭を以って、秀吉公に賜ひ、軍功の賞に充つ。秀吉もまた鳥筭を加藤清正に頒つ鳥は水に戯るの勢有り。故に俗にこの筭を目して加藤の濡れ鳥と曰ふ。雁・九曜の二筭は、兵火に罹りて亡ぶ雁筭は濃の大垣城に在りて滅ぶ。九曜の筭は接（撰）の大坂城に在りて滅ぶ。翅だ鳥筭一柄のみ有りて、展轉して今に至り、現に加越能三州太守の武庫に藏す。

始め泉の界に寓する時、世系の圖もまた祝融氏の為に烏有と爲る。後祐乗の父祖を審らかにせざる所以なり。

惜しいかな、光乗天年を以って下世す。壽九十二歳。實に元和六年庚申三月十四日なり。二子有り、長は徳乗と曰ひ、次は長乗と曰ふ。

光乗、長乗をして東照大神君に事へしむ。大坂城を圍みし時、長乗もまた幕下に侍す。大坂金數十斤を以ってこれを募る。神君堯爾として笑ひて曰はく、「貴きかな、汝が頸。汝それ自ら珍なり」と。後地を洛北の巖栖辻子に賜ふ。因ってここに家す。巖栖辻子は、地名なり。辻子は倭俗に小路を謂ひて辻子と曰ふ。細川勝元曾つてこの地に居り、勝元の祖父満元の仁祠を岩栖院と曰ふ。満元の為に一寺を創建し、因りて岩栖院と扁す。初め東山に在り、後にこの地に迂る。また迂りて今は瑞龍山下に在り。故に巖栖辻子と號す。

神君毎歳賜鷹三聯、特命彫葵紋於鈴板鈴板、鷹符

驗也。凡畜鷹者、彫刻我姓名及家紋于小板、以線繫之尾下。且懸以小鈴。故曰鈴板。蓋放之高揚、飛去造他邦。而人獲之、則先吹其尾視鈴板。知畜之主、則以返贈之也。是蓋畜鷹之法也。而令帝畿五邦内作放鷹。只禁鶴一禽而已。蓋本朝所以鶴為衆禽之長而最為貴也。後長乘自使工範壽像。其像前、又頓鷹師一軀、以示寵恩之厚矣。元和丙辰<sup>注28)</sup>三月二十六日終。春秋五十又六。

注28) 元和丙辰 元和二(1616)年。

後水尾院御彫物被好、則於小御所、光乘并勘兵衛光信数日彫物相勤、其頃光乘法眼二叙。此時与光信家代々禁裏御附二可被仰旨、家康公より被仰渡。

神君毎歳鷹三聯を賜ひ、特に命じて葵の紋を鈴板鈴板は、鷹の符驗なり。凡そ鷹を畜ふる者、我が姓名及び家紋を小板に彫刻し、線を以ってこれを尾の下に繋ぐ。且つ懸くる以小鈴を以ってす。故に鈴板と曰ふ。蓋しこれを放つに高く揚がり、飛び去りて他邦に造る。而して人これを獲ば、則ち先づその尾を吹きて鈴板を視る。これを畜する主を知れば、則ち以ってこれを返贈するなり。これ蓋し鷹を畜するの法なりに彫らしむ。而して帝畿五邦の内に鷹を放つを作さしむ。只鶴一禽を禁ずるのみ。蓋し本朝鶴は衆禽の長為りて最も貴きと為すが所以なり。後長乗自ら工をして壽像を範どらしむ。その像の前に、また鷹師一軀を頓かしめ、以って寵恩の厚きを示す。元和丙辰三月二十六日終はる。春秋五十また六。

#### 徳乗

徳乗、號四郎兵衛。削髮後號徳乗。務家学、馳譽于時。後事秀吉・秀頼二君、恩遇益渥。秀吉公、賜食邑二百五十斛於城苧<sup>注29)</sup>市原・中村・西院之三村。又於洛之松木嶋此地、松樹數株、其陰繁茂。因或称木下、賜腴地<sup>注30)</sup>、至今、世ヒ相繼領之。族類家茲矣。是故、世俗稱後藤辻子。寛永辛未<sup>注31)</sup>冬十月十有三

日、壽八十四歳、終於家。

注 29) 城 城 山城国。今の京都府南部辺り。

注 30) 腴地 肥沃な土地。

注 31) 寛永辛未 寛永八 (1631) 年。

## 徳乗

徳乗、四郎兵衛と號す。削髮して後徳乗と號す。家学に務め、譽れを時に馳す。後秀吉・秀頼二君に事へ、恩遇益々渥し。秀吉公、食邑二百五十斛を城 城 (州) の市原・中村・西院の三村に賜ふ。また洛の松木嶋この地、松樹數株、その陰繁茂す。因りて或は木下と稱すに於いて、腴地を賜はり、今に至るも、世々相繼ぎてこれを領す。族類ここに家す。この故、世俗後藤辻子と稱す。寛永辛未冬十月十有三日、壽八十四歳、家に終はる。

## 榮乗

榮乗者、徳乗之子、祐乗六世之孫。始號四郎兵衛正光。剃髮之後、稱榮乗。慶長年中<sup>注 32)</sup>、東照神君抜大坂城時、徳乗在城中。竊出城而隱于京師。長乗心憂嫡嗣之將絶、數聞神君、使榮乗事於東武。於是神君再賜食禄。長乗不立其子而推奨其兄子、以世其家。人感長乗有道之志。榮乗、元和三年丁巳四月初四日、罹病終。壽四十有一。

注 32) 慶長年中 慶長二十 (1615) 年五月七日からの大坂夏の陣を指す。

## 榮乗

榮乗は、徳乗の子、祐乗六世の孫。始め四郎兵衛正光と號す。剃髮の後、榮乗と稱す。慶長年中、東照神君、大坂城を抜く時、徳乗城中に在り。竊かに城を出でて京師に隱る。長

乗心に嫡嗣の將に絶えんとするを憂ひ、數々神君に聞し、榮乗をして東武に事へしむ。ここに於いて神君再び食禄を賜ふ。長乗その子を立てずしてその兄の子を推奨し、以つてその家を世がしむ。人長乗の有道の志に感ず。榮乗、元和三年丁巳四月初四日、病に罹り終はる。壽四十有一。

## 即乗 附 顯乗

即乗者、祐乗七世之孫、榮乗之的の子。光重其諱、四郎兵衛其字、今名其諱也。光重幼而父早亡。家族等議、令伯父顯乗諱正繼、號理兵衛。始曰源市郎。薙髮號顯乗。徳乗之子也。春秋七十有八。以寛文三年癸卯正月二十二日終焉、繼其業。故顯乗侍東武、事柳營<sup>注 33)</sup> 有年。

注 33) 柳營 將軍の陣營。ここでは、徳川幕府のこと。

迨光重之長、遂辞而使之接武也。兩俱巧造其精。即乗不幸夭死。時人無不嘆惜。即寛永八年辛未十一月十三日也。年三十二歳。

## 即乗 附 顯乗

即乗は、祐乗七世の孫、榮乗の的の子。光重はその諱、四郎兵衛はその字、今の名はその諱なり。光重幼にして父早く亡くす。家族等議して、伯父顯乗諱は正繼、號は理兵衛。始め源市郎と曰ふ。薙髮して顯乗と號す。徳乗の子なり。春秋七十有八。寛文三年癸卯正月二十二日を以つて終焉すをして、その業を繼がしむ。故に顯乗東武に侍し、柳營に事へて年有り。

光重の長ずるに迨び、遂に辞してこれをして武を接がしむ。兩り俱に巧みその精に造る。即乗不幸にして夭死す。時人嘆惜せざる無し。

即ち寛永八年辛未十一月十三日なり。年三十二歳。

廉乗<sup>つげたり</sup> 附 程乗

廉乗父、即乗。號四郎兵衛。諱光侶。不幸遭父喪。以年幼不堪事職。是以迫顯乘蹤、令程乗諱光昌、號源市郎。後改理兵衛。剃髮號程乗。顯乗之子也。春秋七十有一、以寛文十三年癸丑九月十七日終焉者、接其武。程乗工名已聞華夷<sup>注34)</sup>。久侍東武而蒙台命<sup>注35)</sup>、彫刻劔裝之具者、居多。嚴有相公<sup>注36)</sup>特新頒秩奉。可謂、千歳之榮光也。

注34) 華夷 都と地方。

注35) 台命 將軍の命令。

注36) 嚴有相公 四代將軍徳川家綱。嚴有はその諡号。

程乗遂辞、光侶再紹父業、祝髮號廉乗。今在江陵。時ヒ奉鈞旨<sup>注37)</sup>為鏤。有子、曰光嘉。蚤歿。光嘉、号四郎兵衛。始曰源四郎。諡号乘賢。死時才二十九。實貞享初元甲子四月十九日。遂養光壽者、以為家嫡。而號四郎兵衛、頗得家法、能世其藝矣。古有言、「人之於學、苦心難。既苦心、成業難。成業者、獲名不朽。兼父子兄弟間、尤難」。信哉、此言。於學必然。於藝必然。如三包・六寶、二王・二陸、三洪・三蘇、大尉遲・小尉遲、大馮君・小馮君、荀氏八龍、賈家三虎<sup>注38)</sup>等、芝蘭<sup>注39)</sup>繼芳、棠棣<sup>注40)</sup>連枝、重無改於父道。庶不慊於祖風者、今古以為難也。

注37) 鈞旨 將軍家の依頼の意。

注38) 三包・六寶… 三包は唐の包融・包何・包佶父子、六寶は唐の寶常・寶牟・寶羣・寶庠・寶鞏の一家(あるいは宋の寶禹鈞・寶儀・寶儼・寶僞ら父子)、二王は東晋の王羲之・猷之父子、二陸は西晋の陸機・陸雲兄弟、三洪は宋の洪适・洪道・洪邁兄弟、三蘇は宋の蘇洵・蘇軾・蘇轍父子、大尉遲・少尉遲は唐の尉遲跋質那・尉遲乙僧父子、大馮君・小馮君は宋の馮興宗・馮国寿、荀氏八龍は後漢の荀淑の子荀俟・荀緄・荀靖・

荀勳・荀汪・荀爽・荀肅・荀甫方、賈家三虎は後漢の賈彪兄弟をいう。

注39) 芝蘭 道德や才能のすぐれた人のたとえ。

注40) 棠棣 子孫繁栄のたとえ。

廉乗<sup>つげたり</sup> 附 程乗

廉乗の父は、即乗。四郎兵衛と號す。諱は光侶。不幸にして父喪に遭ふ。年幼きを以って事職に堪へず。ここを以って顯乗の蹤を追ひ、程乗諱は光昌、源市郎と號す。後理兵衛と改む。剃髮して程乗と號す。顯乗の子なり。春秋七十有一、寛文十三年癸丑九月十七日を以って終焉する者をして、その武を接がしむ。程乗の工名已に華夷に聞こゆ。久しく東武に侍して台命を蒙り、劔裝の具を彫刻するもの、居多なり。嚴有相公特に新たに秩奉を頒つ。謂ひつべし、千歳の榮光なりと。

程乗遂に辞し、光侶再び父業を紹ぎ、祝髮して廉乗と號す。今江陵に在り。時々鈞旨を奉けて鏤を為す。子有り、光嘉と曰ふ。蚤に歿す。光嘉、四郎兵衛と号す。始め源四郎と曰ふ。諡号は乘賢。死にし時才二十九。實に貞享初元甲子四月十九日なり。遂に光壽といふ者を養ひ、以って家嫡と為す。而して四郎兵衛と號し、頗る家法を得て、能くその藝を世ぐ。古言へる有り、「人の學に於ける、心を苦しむること難し。既に心を苦しむる、業を成し難し。業を成す者、名を不朽に獲る。父子兄弟の間を兼ねるは、尤も難し」と。信なるかな、この言。學に於いて必ず然り。藝に於いても必ず然り。三包・六寶、二王・二陸、三洪・三蘇、大尉遲・小尉遲、大馮君・小馮君、荀氏八龍、賈家三虎等の如きは、芝蘭芳を繼ぎ、棠棣枝を連ね、重ねて父道を改むる無し。祖風を慊せざるに庶き者、今古以って難きと為すなり。

嗚呼、祐乘既為工究其精妙、世世相傳、今既垂二百餘年。孫枝末葉、綿ひ乎如瓜瓞註41)、繩ひ乎如蠡斯註42)、悉皆以巧為世所稱。可謂、難上之難也。斯一家之所彫之物、較之時流、頗覺版實。世人是稱家之作。乃天下之通稱也。蓋自匪其源至深、惡乎、其流混々然而長至于無窮也哉。

注41) 瓜瓞『詩經』雅の「縣」。子孫繁榮のたとえ。

注42) 蠡斯『詩經』の篇名。夫婦和合して、子孫の多いことをたとえる。

予自早歳時、與後藤演乘為方外交。近者、演乘特來慨然而言曰、「吾祖祐乘及累世事實、未自古有之。曾有譜系圖、々亦灰燼。故不審祐乘父祖。今若不見諸紀載、恐無以白祖于後世」。乃示古記數卷、徵予為之記。予以不欲述世諦文字註43)、輒峻拒之。演曰、「祐乘嘗臣事於慈照相公註44)、恩遇特渥。今師居其院、蓋有由矣」。予聞其言唯々。既而撫髀嘆曰、「君臣之儀、如石確然不泯。忠孝之道、似海深而不乾。祐乘没後、不知、經幾星霜矣。今涓相公二百春之正諱、偶爾而發此意。實是奇遇緣。雖不敏安得而辭焉」。因略其細而掇其大、書祐乘以下數世家譜而昇之以傳。來裔俾勿壞矣。

元禄二年歳次己巳春正月戊午十四日

萬年山下慈照沙門 祖縁 別宗 撰

注43) 世諦文字 世俗の道理を表す文字。

注44) 慈照相公 足利義政 元禄二(1689)年一月七日は、義政の二百年遠忌に当たる。

嗚呼、祐乘既に工みを為してその精妙を究め、世世相傳へて、今既に二百餘年に垂々とす。孫枝末葉、綿ひ々乎として瓜瓞註41)の如く、繩ひ々乎として蠡斯註42)の如く、悉く皆巧みを以って世の為に稱せらる。謂ひつべし、難きが上の難きと。これ一家の彫る所の物、これを時流に較ぶるに、頗る版の實を覚ゆ。世人これを家の作と稱す。乃ち天下の通稱なり。蓋しその源みなもと

至つて深きに匪あらざるよりは、惡くんぞ、その流れ混々然として長く無窮に至らんや。

予早歳の時より、後藤演乘と方外ほうがいの交を為す。近ごろ、演乘特に來りて慨然として言ひて曰はく、「吾が祖祐乘及び累世の事實、未だ古よりこれ有らず。曾つて譜系圖有れど、圖もまた灰燼くわいじんす。故に祐乘の父祖を審つまびらかにせず。今若しこれを紀載に見あらさずば、恐らくは以つて祖を後世に白あきらかにする無し」と。乃ち古記數卷を示し、予にこれを為るを徵す。予世諦文字せたいもんじを述ぶるを欲せざるを以つて、輒すなはちこれを峻拒す。演曰はく、「祐乘嘗つて臣として慈照相公じしやうこうに事へ、恩遇特に渥し。今師その院に居るは、蓋し由有るなり」と。予その言を聞きて唯々たり。既にして髀びを撫なで嘆じて曰はく、「君臣の儀、石の如く確然として泯なれず。忠孝の道、海に似て深くして乾かず。祐乘没後、知らず、幾星霜を経るを。今相公二百春の正諱せいごんを涓きよめ、偶爾ぐうじとしてこの意を發す。實まことにこれ奇遇の縁なり。不敏なりと雖も安くんぞ得て辭さん」と。因つてその細を略してその大を掇あり、祐乘以下數世の家譜を書してこれを昇あへ以つて傳ふ。來裔らいゑい俾まつこと勿なから俾まめよ。

元禄二年歳次己巳春正月戊午十四日

萬年山下慈照沙門 祖縁 別宗 撰

## II 槎客通筒集姓氏〔『槎客通筒集』所収〕

祖縁、字別宗、號頤神。其先江州人。姓源、氏佐々木。以戊戌之歳註1)、生于賀之金澤。受衣於中興光雲英中賢禪師註2)、而嗣法於前住相國覺雲吉禪師註3)。曾歷景德・眞如註4)、住相國、又賜紫註5)遷南禪。現居洛之萬年山下慈照禪院註6)。院有殿、曰寶陀巖。特奉官命、迎送韓使于攝州浪速津註7)。

注1) 戊戌之歳 万治元(1658)年。これに抛れば、「後藤家譜」跋文にある元禄二(1689)年には、祖縁別宗32歳。ちなみに「後藤家譜」撰述を依頼した演乘は49歳。

注2) 中興光雲英中賢禪師 靈芝山光雲安国禪寺を中興した英中玄賢。南禅寺280代住持。元禄八(1695)年八月二十三日示寂。世寿69歳。

注3) 前住相国覺雲吉禪師 相国寺96代住持、覺雲顕吉。寛文七(1667)年五月二十九日示寂。世寿67歳。祖縁とは、佐々木義賢を始祖とする遠い親戚関係に当たる。

注4) 景德・眞如 靈龜山景德寺は相国寺の末寺(京都府)、眞如寺は相国寺の山外塔頭(京都市北区等持院北町)。

注5) 賜紫 勅許により紫衣を賜わること。

注6) 萬年山下慈照禪院 萬年山相国寺の塔頭慈照寺のこと。銀閣寺ともいう。

注7) 奉官命、迎送韓使 祖縁が幕命により

祖縁、字は別宗、<sup>いしん</sup>頤神と號す。その先は江州の人。姓は源、氏は佐々木。戊戌の歳を以つて、賀の金澤に生まる。衣を中興光雲英中賢禪師に受けて、法を前住相国覺雲吉禪師に嗣ぐ。曾つて景德・眞如を歴て、相国に住し、また紫を賜はりて南禅に遷る。現に洛の萬年山下慈照禪院に居す。院に殿有り、寶陀巖と曰ふ。特に官命を奉じて、韓使を攝州浪速の津に迎送す。

朝鮮通信使の接伴役となるのは、正徳元(1711)年、54歳の時のこと。

### ○参考 『槎客通筒集』について

〔編者〕「慈照小徒 祖冲 祖會編」とある。

〔成立〕表紙裏には「正徳初元辛卯鑿行」とあり、また、刊記には、「正徳二年壬辰五月穀旦／文臺屋次郎兵衛・同儀兵衛開版」とある。

〔概要〕祖縁が接伴役として、朝鮮信使一行とともに大坂と江戸を往還する際に唱和した詩を、祖縁のもとにあった祖冲・祖會の二人が編纂した三卷

三冊の漢詩集。三冊目の末尾に、別れに当たつて祖縁と朝鮮信使一行とで交わされた筆談「攝州河口船上臨別筆語」を収載。

### III 『燕臺風雅』巻之七

祖縁 槎客通筒云、「祖縁、字別宗、號頤神。其先江州人。姓源、氏佐々木。以戊戌之歳、生于賀之金澤。受衣於中興光雲英中賢禪師、而嗣法於前住相国覺雲古禪師<sup>注1)</sup>。曾歴景德・眞如、住相国、又賜紫遷南禅。現居洛之萬年山下慈照院。々有殿、曰寶陀巖<sup>注2)</sup>」。

注1) 覺雲古禪師 「古」は「吉」の誤り。

注2) 寶陀巖 「陀」は「陀」の誤り。

鹿山石川子復<sup>注3)</sup>曰、「余覽一人詩、則格律高妙句調不凡、不愧漢唐古近體製者、傑然粹然」。又曰、「中世叢林<sup>注4)</sup>之中、稱高德詩材、則有義堂・絶海兩禪師。如上人也、該博多材、詩亦絶妙。與兩禪師伯仲之間乎、又超越兩禪師乎。談何容易。上人在佛門、尊崇三代倫理之教<sup>注5)</sup>、顕然其詩中。匪是流輩之所曉、而上人及斯焉、可謂大悟明眼之人也」。景周曰、「子復言、過賞失實。余睹祖縁詩、全宋人餽釘<sup>注6)</sup>、安得並駕於義・絶兩杜多<sup>注7)</sup>」。

注3) 鹿山石川子復 氏は石川、名は克、子復はその字。

鹿山と号す。寛永二十(1643)年頃生まれ。石川丈山の養嗣孫として五歳のころからその側に侍し、学問の手ほどきを受け、のち丈山と縁のある板倉家に出仕し、重常、重冬、重治の三代に仕えた。その間、寛文十二(1672)年丈山歿して後は、官暇を得て京都の詩仙堂に留まってその遺稿を『新編覆醬集』二十卷十二冊に編纂し、それは延宝四(1676)年三月に刊行された。

注4) 叢林 禅林に同じ。

注5) 三代倫理之教 堯・舜・禹三代の聖人を理想とする儒教。

注6) 餽釘 むやみに無意味な言葉を並べた詩や文章のたとえ。ここでは物まねの意。

注7) 杜多 僧侶のこと。

祖縁 槎客通簡に云ふ、「祖縁、字は別宗、頤神と號す。その先は江州の人、姓は源、氏は佐々木。戊戌の歳を以って、賀の金澤に生まる。衣を中興光雲英中賢禪師に受けて、法を前住相國覺雲古禪師に嗣ぐ。曾つて景德・眞如を歴て、相國に住し、また紫を賜りて南禪に遷る。現に洛の萬年山下慈照院に居す。院に殿有り、寶陀巖と曰ふ」と。

鹿山石川子復ろくざん曰はく、「余一人いちにんの詩を覽るに、則ち格律高妙にして句調凡なべならず。漢唐古近の體製に愧ぢざること、傑然たり粹然たり」

と。また曰はく、「中世叢林そうりんの中、高德詩材を稱せらるるは、則ち義堂・絶海兩禪師有り。上人の如きや、該博多材にして、詩もまた絶妙なり。兩禪師と伯仲の間なるか、また兩禪師を超越するか。談何ぞ容易ならん。上人佛門に在りて、三代倫理の教へを尊崇すること、その詩中に顕然たり。この流輩りゅうはいの曉さる所に匪ずして、上人のここに及ぶは、謂ひつべし大悟明眼の人なり」と。景周曰はく、「子復の言、過賞實じつを失す。余祖縁の詩を睹るに、全き宋人の餽釘くどうにして、安んぞ駕を義・絶兩杜多つたに並ぶを得ん」と。

## ○参考 『後藤家譜』撰述者〈別宗祖縁〉略年譜

元号(西暦)	年齢	月日	別宗祖縁の動向	関連事項
万治元年(1658)	1		加賀国金沢に佐々木定之の三男として生まる。定之は加賀前田家に千石にて禄仕す。佐々木六角氏系図によれば、祖父定治は佐々木宗家(義治)の養子となるが、実は義治の弟賢永の長男高賢の子である。定治と覚雲顯吉とは実の兄弟であり、別宗にとって覚雲は大叔父に当たる。	
寛文6年(1666)	9	3月4日		父定之歿す。55歳。
寛文7年(1667)	10	5月29日	別宗、喝食(かつぎ)として慈照院にあり、覚雲顯吉の看病に当たるとともに、歿後はその遺品整理を行う。祖父定治も見舞う。	相国寺第96代住持、覚雲顯吉歿す。67歳。
延宝元年(1673)	16	10月6日		祖父定治歿す。78歳。
延宝3年(1675)	18	7月9日	亨川軒春葩、慈照院に争議を起こし、幕府に訴える。別宗、慈照院蔵主として江戸の戸田伊賀守忠昌宅(寺社奉行所)にて、春葩と対決し、寺を立ち退かせることあり。	
天和2年(1682)	25	8月5日	別宗、南禅寺の大方長老に伴われて京都の本圀寺を訪れ、朝鮮信使に随行してきた学士成翠虚、李鵬溟、洪滄浪と筆談唱酬を交わす。	朝鮮信使(正使尹趾完、副使李彦綱)、来日。
貞享4年(1687)	30	冬	英中玄賢に就いて参禅す。	
		11月17日	梅岑軒首座として後堂にて乗仏す。	
元禄2年(1689)	32	1月7日	慈照寺にて催された義政二百年遠忌で、別宗、座奉行を務める。	足利義政二百年遠忌。
		1月14日	『後藤家譜』成る。	
元禄5年(1692)	35	2月14日	景德寺公帖を領す。	
		2月20日	真如寺公帖を領す。	
元禄6年(1693)	36	11月26日		後藤演乘歿す。53歳。
元禄8年(1695)	38	8月23日		南禅寺第280代住持、英中玄賢歿す。69歳。
元禄10年(1697)	40	3月19日	幕府より学禄を領し、朝鮮修文職に補せらる。	
元禄12年(1699)	42	1月18日	相国寺公帖を領す。	
		5月23日	相国寺に視察(じけん)され(入寺)、第103代住持となる。	
元禄13年(1700)	43	3月21日	対馬国以酏庵輪番の任を命ぜられ赴く(33世)。	
元禄15年(1702)	45	6月	以酏庵輪住の任終える。	
宝永7年(1710)	53	10月29日	南禅寺公帖を領す。	
正徳元年(1711)	54	6月27日	紫衣を賜わることがあったか。	
		9月15日	以酏庵加番として接待使を命ぜられ、大坂に朝鮮信使を迎え、江戸に同行す。	朝鮮信使(正使趙泰億、副使任守幹)、来日。
		10月19日 ~11月3日	江戸城に登城。信使一行を応接す。	
		11月19日	江戸出立。	
		12月18日	朝鮮信使一行を大坂に送る。	
正徳2年(1712)	55	5月	前年の朝鮮信使一行と大坂、江戸を往還する際に唱和した詩を、慈照寺の祖沖・祖會が編纂した『槎客通簡集』三冊刊行さる。	
正徳4年(1714)	57	5月1日	慈照院に歿す。祖縁(初め玄縁)、字は別宗。江砂、顯神と号す。	